

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会員規程

(昭和56年3月31日制定)

改正 平成6年8月17日 平成13年12月25日
平成15年12月24日 平成20年8月28日
平成29年3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、本会定款第34条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

(正会員)

第3条 正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 構成会員 社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者
- (2) 行政会員 横浜市社会福祉関係部局の代表者
- (3) 学識会員 社会福祉に関する学識経験者

2 構成会員は、次に掲げる種別の会員をもって構成する。

- (1) 構成会員A 社会福祉を目的とする事業を営む法人及び施設
- (2) 構成会員B 社会福祉に関する活動を行う団体及び連絡組織
- (3) 構成会員C ボランティア活動・市民活動を行う団体及び連絡組織

(正会員の責務)

第4条 正会員は、相互に協力し、地域社会の中で、すべての人びとの権利が守られ、安心して豊かに暮らすことのできるようとする地域福祉の理念の実現に向けて努力し、共に活動を行うものとする。

(正会員の権利)

第5条 正会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度の本会の予算・決算、事業計画・事業報告及び会員情報紙等を通じて地域・行政関係の情報を得ること
- (2) 部会・連絡会議等の会員諸活動に参加し、課題の共有や施策提案等を行うこと
- (3) 会員向けの研修に参加する機会を得ること
- (4) 連携・協働事業を通じた活動支援・経営支援を得ること
- (5) 理事・評議員に選出される資格を有すること

(会費)

第6条 正会員は、毎年度会費を納めなければならない。

2 会費額については、会員種別ごとに別表に定める。

(入会)

- 第7条 構成会員として入会しようとするときは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 行政会員及び学識会員については、会長が推せんし、理事会の承認を得た者でなければならない。
 - 3 理事会において入会を承認したときは、構成会員については、申込の日を、行政会員及び学識会員については、承認の日を入会の日と定め、会員名簿に登録する。

(退会)

- 第8条 正会員は、次に掲げる場合には退会したものとする。
- (1) 本人から申出があった場合
 - (2) 会員たる資格を失った場合

(会員資格の喪失)

- 第9条 正会員は次に掲げる場合には、会員の資格を失う。
- (1) 会費の納入を行わなかったとき
 - (2) 本会の組織を利用して、営利、政治、宗教活動を行ったとき
 - (3) 本会の名誉を傷付けたとき又は会員の責務の定め著しく反する行為があったとき
- 2 正会員が前項(2)(3)に該当した場合は、理事会の決議を経て除籍するものとする。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(賛助会員)

- 第10条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

(委任)

- 第11条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、定款変更の認可の日〔昭和56年3月31日〕をもって施行する。

附 則

この規程は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会定款の全部改正が認可された日〔平成6年8月17日〕から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、議決の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

横浜市社会福祉協議会会費額

区 分	会 費 額
構成会員A	法人基本会費 10,000円
	施設・事業会費 10,000円
構成会員B、C	10,000円
構成会員Bの 民生委員・児童委員協議会	一人あたり 1,000円
行政会員	免 除
学識会員	免 除